平成２５年（フ）第１４５４号
札幌市中央区南３条西12丁目326番地２　ダイアパレス大通公園南401号
債務者　金子　一葉（旧姓土合）
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４５８号
札幌市豊平区平岸３条12丁目２番25号　さくらハイツ201号
債務者　干場　順子
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４７６号
札幌市西区発寒１条３丁目７番13号　ハイツリヨ発寒201号
債務者　中田　正弘
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４９３号
札幌市豊平区平岸３条13丁目７番４号　第５アメニティ藤川10号
債務者　齊藤　　忠
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４９７号
北海道千歳市住吉３丁目９番３号
債務者　藤本　　誠
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４９９号
札幌市南区澄川４条２丁目14番８号　笹林荘102号、申立時の住所札幌市南区澄川４条２丁目９番12―403号
債務者　中林　　朗
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５５５号
札幌市中央区南13条西８丁目１番25―503号、申立時の住所札幌市中央区南９条西11丁目１番23―403号
債務者　佐々木幸二
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５６４号
札幌市中央区南18条西12丁目２番６号　ライフステージⅡ107号
債務者　米坂　杏菜
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５８７号
札幌市白石区中央１条４丁目３番72―619号
債務者　松井　直美
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５９１号
札幌市清田区清田２条２丁目16番40号　ハイネス22ＰＡＲＴⅠ―204号
債務者　位田　愛香
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５９７号
札幌市白石区平和通１丁目北13番１―103号
債務者　三上　尚希
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６４９号
札幌市北区新琴似４条４丁目４番７号
債務者　今井　　悟
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６５０号
札幌市北区新琴似４条４丁目４番７号
債務者　今井　秀美
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６５３号
札幌市白石区本郷通10丁目南１番10―603号
債務者　佐藤　　保
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６８５号
札幌市西区西野３条９丁目14番13号
債務者　柴田　幸子
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５号
北海道士別市多寄町37線西２番地
債務者　渡部　裕樹
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２５年（フ）第１６号
北海道枝幸郡浜頓別町旭ケ丘６丁目27番地
債務者　遠藤奈津江
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
旭川地方裁判所名寄支部